

訪日団体旅行客向けバスツアー造成支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一定の条件を満たす千葉県への訪日団体旅行のツアー造成費用を支援することにより、千葉県内での外国人団体旅行客の宿泊や周遊を促進し、県内観光業の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において旅行者に支援金を交付する訪日団体旅行客向けバスツアー造成支援事業（以下、「本事業」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 公益社団法人千葉県観光物産協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業若しくは旅行サービス手配業の登録を受けた旅行事業者又は海外の旅行事業者（以下、「事業者」という。）とする。ただし、事務局との間に生じる必要なすべての手続きにおいて、日本語のみで対応が可能であり、かつ、日本国内に銀行口座を有する者に限る。

(支援対象期間)

第4条 原則として、下記の期間に催行されるバスツアーを支援対象とする。ただし、支援対象期間内であっても、支援金の額が予算に達した場合は、その時点で終了する。
令和6年4月2日（火）出発から令和7年2月28日（金）帰着まで

(支援対象ツアー)

第5条 訪日外国人の団体バスツアーとする。

(支援要件及び支援金額)

第6条 支援要件及び支援金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般支援プラン

ア 支援要件

- (ア) 千葉県内に2泊以上宿泊すること。そのうち1泊以上は、別表「地域区分図」のB又はC地域に宿泊すること。
- (イ) 千葉県内の有料観光施設に1箇所以上立ち寄ること。
- (ウ) 原則として、参加者10名以上の団体バスツアーであること。

イ 支援金額

- (ア) C地域に1泊以上宿泊する場合 ・ ・ ・ ・ ・ 150,000円（消費税抜き）

(イ) B地域に1泊以上宿泊する場合 70,000円 (消費税抜き)

(2) 連泊支援プラン

ア 支援要件

(ア) 別表「地域区分図」のA地域に2泊以上連泊すること。

(イ) 原則、B又はC地域の有料観光施設に1箇所以上立ち寄ること。

(ウ) 原則として、参加者10名以上の団体バスツアーであること。

イ 支援金額

40,000円 (消費税抜き)

(3) その他の支援要件

ア 一般支援プランと連泊支援プランは、原則、併用不可とする。

イ 宿泊施設は、旅館業法(昭和23年法律第138号)による許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所のいずれかであること。

(交付申請)

第7条 前条で定める支援金の交付を受けようとする事業者は、ツアー出発日の原則2週間前までに、利用申請書(様式第1号)等を事務局へ電子メールにて提出するものとする。

2 提出する書類については次のとおりとする。

(1) 利用申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 行程表

(4) その他事務局が必要と認めるもの

(審査結果の通知)

第8条 事務局は、申請内容を審査の上、支援の可否を決定し、事業者へ通知する。

なお、審査内容についての問い合わせは受け付けない。

(申請内容の変更・取消し)

第9条 審査の結果、本事業での支援が可能と認められ、登録を受けた事業者(以下、「登録事業者」という。)が、申請内容の変更・取消しをする場合は、速やかに事務局へ報告し、事務局の承認を受けること。

(実施報告)

第10条 登録事業者は、当該ツアー終了日から原則1週間以内に、実施報告書(様式第3号)等を事務局へ電子メールにて提出するものとする。

2 提出する書類については次のとおりとする。

(1) 実施報告書(様式第3号)

(2) 宿泊証明書(様式第4号)(写し)又は領収書(写し)など、宿泊を証明できる

書類

- (3) 有料施設利用証明書（様式第5号）（写し）又は領収書（写し）など、施設利用を証明できる書類
- (4) その他事務局が必要と認めるもの

（支援金の請求）

第11条 登録事業者は、前条の実施報告に合わせて請求書（様式第6号）を電子メールにて提出しなければならない。

（支援金の支払い等）

第12条 事務局は、原則前条の規定による適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに登録事業者に支援金を支払うものとする。

（支援金交付の条件）

第13条 支援金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 登録事業者は、本事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 事業登録者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の交付の対象となる登録事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 登録事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（状況報告及び調査）

第14条 千葉県（以下、「県」という。）又は事務局は、必要に応じて登録事業者から本事業について報告を求め、又は調査することができる。

（支援金の返還）

第15条 県又は事務局は、登録事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な申請を

行った場合は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の命令を受けた登録事業者は、県又は事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第16条 登録事業者は不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(事業の中止又は停止)

第17条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本事業による支援を中止又は停止することがある。支援を中止又は停止した場合、登録事業者に対して、取消料等のいかなる費用も補償しない。

(言語・通貨及び時間)

第18条 登録事業者は、県及び事務局との間に生じる必要なすべての手続きについて、日本語及び日本国通貨を用いることとする。

- 2 本要領において示す時間は、すべて日本標準時とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

■ 地域区分図

